

## 令和4年度「2港利用航路・貨物誘致事業補助金」事業実施要領

大阪府では、堺泉北港及び大阪港を利用するコンテナ航路を誘致し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、「大阪府補助金交付規則」及び「2港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業に対して補助金を交付する「2港利用航路・貨物誘致事業補助金」事業を実施しています。

令和4年度の補助金の交付を希望される事業者は、本実施要領に基づきご応募ください。

### 1 補助対象期間について

交付要綱第4条に規定する補助対象期間は、下記のとおりです。

#### 1) 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する補助事業者

令和4年度に新たな航路の開設又は増便（以下「航路開設等」という。）を行った日から令和5年3月31日までとします。

また、令和3年度「2港利用航路・貨物誘致事業補助金」において、交付決定済みの補助対象期間が1年に満たない場合は、今年度に改めて交付要綱第6条の規定に基づく交付申請書を提出できるものとします。

この場合において、令和4年度における補助対象期間は、1年間から令和3年度に交付決定済みの補助対象期間を除くものとします。

#### 2) 交付要綱第3条第1項第3号に規定する補助事業者

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

### 2 応募書類の提出について

#### 1) 提出期間

令和4年4月15日（金曜日）から令和5年1月27日（金曜日）まで（土・日、祝日を除く） 9:00～17:30（ただし12:15～13:00を除く）

※提出期間は予定であり、原則として補助金交付決定見込額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。

#### 2) 提出書類

応募される事業者は申込書（様式1-1）を提出してください。

事前申込書には次の書類を添付してください。

(1) 要件確認申立書（様式1-2）

(2) 暴力団等審査情報（様式 1 - 3）

(3) 就航予定の船舶の延長、総トン数その他の当該船舶の諸元が確認できる書類

(4) 申請年度及びその前年における取扱貨物量（様式 1 - 4）

### 3) 提出・問合せ先

大阪港湾局計画整備部振興課（利用促進担当）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATCビル ITM棟10階

電話番号：06-6615-8173（直通）

E-mail：[na0035@city.osaka.lg.jp](mailto:na0035@city.osaka.lg.jp)

### 4) 結果の通知等

申込書及び添付資料の内容を審査した結果、交付要綱及び本実施要領に定める内容に適合し、補助金を交付することが適当であると認められた事業者に対し、予算の範囲内でその額を内定し、補助事業採択通知書（様式 2）により通知します。

補助事業採択通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は交付要綱第 6 条に基づき、補助金交付申請書（様式第 1 号の 1）の提出を所定の期間内に行っていただきます。

## 3 補助金の交付額等について

本事業の補助金の総額は、令和 4 年度における本事業にかかる大阪府の予算額を上限とし、補助事業者ごとの補助金の交付限度額は、航路開設等によって対前年同期比で増加する入港料の額とします。

交付要綱第 11 条第 1 項に定める補助事業進捗報告書（様式第 10 号）は、各四半期（令和 4 年度の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を初日とする四半期をいう。）の末日を経過後、速やかに提出してください。

ただし、1 月 1 日を初日とする四半期については、3 月末日に提出してください。

交付要綱第 11 条第 2 項による実績報告後、補助金交付額確定通知書（様式第 12 号）を受け取った補助事業者は速やかに交付要綱に定める所定の請求書（参考様式 2）を提出してください。

## 4 その他

本実施要領に定めるもののほか、補助金の交付については、交付要綱の規定によります。

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

### 2 港利用航路・貨物誘致事業補助金 申込書

令和 4 年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、令和 4 年度「2 港利用航路・貨物誘致事業補助金」事業実施要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

補助事業の目的及び内容	
（「定期航路」の場合） 新規航路開設等による第 1 船の入港（予定）日及び 補助事業の完了予定期日	年 月 日 ～ 年 月 日 ※「定期航路」でない場合は記入不要
交付申請を行おうとする 補助金の額	※増加が見込まれる入港料の額を上限 金 円
補助事業の経費の配分 及び使用方法	
補助事業の経費のうち、 補助金によって賄われる 部分以外に関する事項	・負担者： ・負担額： ・負担方法：
添付書類	1) 要件確認申立書（様式 1 - 2） 2) 暴力団等審査情報（様式 1 - 3） 3) 就航船舶の延長、総トン数等諸元が確認できる資料 4) 申請年度及びその前年における取扱貨物量（様式 1 - 4）

要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、2港利用航路・貨物誘致事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する <b>暴力団</b> 、同法第2条第6号に規定する <b>暴力団員</b> 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力団</b> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ

9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）

---

名称（団体名）

---

氏名（代表者）

---

## 暴力団等審査情報

令和4年度「2港利用航路・貨物誘致事業補助金」実施要領に基づく補助金の交付申請の申込を行うにあたり、大阪府補助金交付規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	加(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

申請年度及びその前年におけるコンテナ取扱量

1. 申請年度におけるコンテナ取扱量 (計画)

		コンテナ取扱量 (TEU)
年	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
年	1月	
	2月	
	3月	
合計		

2. 申請年度の前年における取扱貨物量 (実績)

		コンテナ取扱量 (TEU)
年	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
年	1月	
	2月	
	3月	
合計		

様式 2

年 月 日

様

大阪府知事

## 2 港利用航路・貨物誘致事業補助金 補助事業採択通知書

年 月 日付で申請のあった事業については、補助事業として採択することとし、補助金の額を内定しましたので、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 補助金交付内定額 金 円
- 2 補助金交付申請書の提出期限  
2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、補助金交付申請書を 年 月 日までに提出すること。